

会員規約一部改訂のお知らせ

2020年10月1日(木)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしますので、ご案内申し上げます。

■主な改訂内容 新旧対比

【カード会員規約】

改訂前	改訂後
<p>第2条（カードの貸与等）</p> <p>1. 当社は、契約日以降、会員の各人1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。なお契約日は、本会員について、当社が所定の審査（本規約に承認の上当社にカードの利用について申し込みをされた場合に当社が行う入会審査のことを言います。）の結果、入会を承認した日をいいます。この契約日は、当社から本会員に別途通知いたします。</p> <p>2. 会員は、カードを貸与されたとき直ちにカード署名欄に自署し、本規約に従い、善良なる管理者の注意をもって、カード及びカード情報（カード番号、有効期限等、カードを利用する際に用いられるカード券面に記載、記録された情報をいいます。以下同じ）を保管・使用するものとします。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属します。会員は、カードを他人に譲渡、質入れその他の担保提供、貸与、その他の処分、占有の移転を行ってはならないものとします。また、カード情報につき、他人に使用を許諾し、他人が不正に使用することを知りつつ他人に教示し、その他金融目的等のためにこれを利用してはなりません。</p> <p>4. 会員が、カードを受け取った後で本規約を承認しない場合には、利用開始前、直ちにカードを切断したうえで当社に返却するものとします。</p> <p>5. 本条第1項及び第2項の規定は、会員が退会し、または会員資格を喪失したときでも、カードを当社に返却するまでは有効に存続するものとします。</p>	<p>第2条（カードの貸与等）</p> <p>1. 当社は、契約日以降、会員の各人1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。なお契約日は、本会員について、当社が所定の審査（本規約に承認の上当社にカードの利用について申し込みをされた場合に当社が行う入会審査のことを言います。）の結果、入会を承認した日をいいます。この契約日は、当社から本会員に別途通知いたします。</p> <p>2. 会員は、カードを貸与されたとき直ちにカード署名欄に自署し、本規約に従い、善良なる管理者の注意をもって、カード及びカード情報（カード番号、有効期限等、カードを利用する際に用いられるカード券面に記載、記録された情報をいいます。以下同じ）を保管・使用するものとします。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属します。会員は、カードを他人に譲渡、質入れその他の担保提供、貸与、その他の処分、占有の移転を行ってはならないものとします。また、カード情報につき、他人に使用を許諾し、他人が不正に使用することを知りつつ他人に教示し、その他金融目的等のためにこれを利用してはなりません。</p> <p>4. 会員が、カードを受け取った後で本規約を承認しない場合には、利用開始前、直ちにカードを切断したうえで当社に返却するものとします。</p> <p>5. 本条第2項及び第3項の規定は、会員が退会し、または会員資格を喪失したときでも、カードを当社に返却するまでは有効に存続するものとします。</p>

改訂前	改訂後
<p>第 10 条 (支払い額の充当方法)</p> <p>1. 会員により支払われた金額の本規約に基づく債務への充当方法は、次に掲げるものによる他、割賦販売法の規定に準拠するものとします。</p> <p>(1) 期限未到来のものとは期限が到来したものがある場合には、期限が到来したものから充当する。期限が到来したもののうちでは請求年月の古いものから充当する。</p> <p>(2) 同一の請求に係るものについては、遅延損害金、キャッシングの利息、同融資金、ショッピングの手数料、同利用代金、年会費の順で充当する。</p> <p>(3) 遅延損害金は、発生の古いものから充当する。</p> <p>2. 本会員は、本会員の支払った金額が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても、異議ないものとします。</p>	<p>第 10 条 (支払い額の充当方法)</p> <p>1. 会員により支払われた金額の本規約に基づく債務への充当方法は、次に掲げるものによる他、割賦販売法の規定に準拠するものとします。</p> <p>(1) 期限未到来のものとは期限が到来したものがある場合には、期限が到来したものから充当する。期限が到来したもののうちでは請求年月の古いものから充当する。</p> <p>(2) 同一の請求に係るものについては、当社所定の順序による。</p> <p>(3) 遅延損害金は、発生の古いものから充当する。</p> <p>2. (1) 本会員は、本会員の支払った金額が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても、異議ないものとします。</p> <p>(2) 本会員が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して支払うべき金額を超えて支払った場合は、本会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当することができるものとします。但し、本会員が当社に対し返金を求めたときには、この限りではないものとします。</p> <p>(3) 本会員に対し返金の必要が生じた場合、当社は第 8 条に従い届け出られた預金口座宛に振込む方法、その他適宜の方法によって行うことができるものとします。この場合、当社は、返金に要する費用を控除して返金できるものとします。</p>